

# 基山町農業委員会会議録

令和4年9月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	欠席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

## 審 議 事 項

- 第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請 1件  
第25号議案 農地法に規定する農地に該当しない非農地判断について 2件  
その他(1) 令和4年秋期農作業標準賃金について

審議開始 9時00分

審議終了 9時45分

## 令和4年9月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第9回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請がありましたので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第24号朗読

この件につきましては、譲受人が贈与をうけるため所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

申請内容から農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、その所得後において耕作等の事業に供すべき農地の面積の合計が5943.37㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第4区塚原集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

問題ないと思われま。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第24号について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第24号1番については、全員一致で許可します。

次に、議案第25号農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第25号1.2番 朗読

現況写真を投影しますので、一筆ごと非農地の判断をお願いします。

非農地と判断された土地については、事務局より所有者へ農地に該当しない判断をしたので、農地台帳より除外する事及び法務局で地目変更の登記手続きをお願いする旨の通知を発送します。

議 長

事務局より農地を投影しますので、一筆ごと確認し意見をお願いします。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

ないようでしたら議案第25号1.2番については、非農地と判断します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第25号1.2番は、全員一致で決定します。

次に、その他(1)令和4年度秋期農作業賃金標準賃金について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他(1)

この件につきましては、毎年春と秋の2回、農作業標準賃金を算定し、農業委員会の承認をいただいた後、参考価格として公表しております。額については、燃料費の高騰により、例年より増額しております。

委員会で承認をいただきましたら、9月15日の広報に掲載したいと思えます。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。  
意見がないようですので、その他について、承認される方の挙手を求めます。  
以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年9月1日

署名人

議 長

委 員

委 員